

## 雇用関係助成金の取扱いに係る同意継続確認書

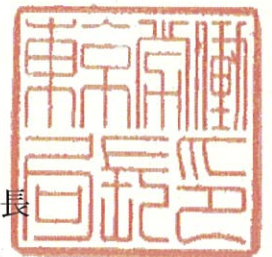
雇用関係助成金制度については、このたび下表のとおり制度変更がありました。この変更については、「雇用関係助成金事務取扱手引」4(1)③bに基づいて、改めて同意書の提出をする必要はなく、変更後の助成金についても同意が継続しているものとして取り扱うこととします。

なお、助成金を利用しようとする事業主に対して助成金の内容を説明する際には、変更後の要件等について適切に説明を行っていただくようお願いいたします。

また、本確認書は、既に交付している「雇用関係助成金の同意書受理通知書」とあわせて保存しておいてください。

令和3年4月1日

東京労働局長



|   | 変更日            | 変更する助成金の名称                                 | 主な変更内容   | 制度変更適用日   |
|---|----------------|--|--|---|
| 1 | 令和3年4月1日<br>変更 | 特定求職者雇用開発助成金<br>(特定就職困難者コース)               | ○トライアル雇用助成金を<br>受給した場合の雇入れ日を<br>トライアル開始日とする変<br>更<br>○第2期以降の支給申請に<br>おいて一部書類の添付を省<br>略する変更 | ○令和3年7月1日以降に障害<br>者トライアル雇用等紹介された<br>対象労働者について適用<br><br>○令和3年4月1日以降の申請<br>について適用 |
| 2 | 令和3年4月1日<br>変更 | 特定求職者雇用開発助成金<br>(生涯現役コース)                  | ○第2期以降の支給申請に<br>おいて一部書類の添付を省<br>略する変更  | 令和3年4月1日以降の申請に<br>ついて適用   |
| 3 | 令和3年4月1日<br>変更 | 特定求職者雇用開発助成金<br>(被災者雇用開発コース)               | ○第2期以降の支給申請に<br>おいて一部書類の添付を省<br>略する変更  | 令和3年4月1日以降の申請に<br>ついて適用   |
| 4 | 令和3年4月1日<br>変更 | 特定求職者雇用開発助成金<br>(発達障害者・難治性疾患<br>患者雇用開発コース) | ○トライアル雇用助成金を<br>受給した場合の雇入れ日を<br>トライアル開始日とする変<br>更<br>○第2期以降の支給申請に<br>おいて一部書類の添付を省<br>略する変更 | ○令和3年7月1日以降に障害<br>者トライアル雇用等紹介された<br>対象労働者について適用<br><br>○令和3年4月1日以降の申請<br>について適用 |

|    |                 |  |   |  |
|----|-----------------|--|---|--|
| 5  | 令和3年4月1日<br>変更  | 特定求職者雇用開発助成金<br>(障害者初回雇用コース)   | ○取扱終了   | 紹介日が令和3年4月1日より<br>前となる対象労働者の雇入れ分<br>まで適用 |
| 6  | 令和3年4月1日<br>変更  | 特定求職者雇用開発助成金<br>(就職氷河期世代安定雇用<br>実現コース)                                       | ○第2期以降の支給申請に<br>おいて一部書類の添付を省<br>略する変更   | 令和3年4月1日以降の申請に<br>ついて適用                  |
| 7  | 令和3年4月1日変<br>更  | 特定求職者雇用開発助成金<br>(生活保護受給者等雇用開<br>発コース)  | ○第2期以降の支給申請に<br>おいて一部書類の添付を省<br>略する変更   | 令和3年4月1日以降の申請に<br>ついて適用                  |
| 8  | 令和3年4月1日<br>変更  | 地域雇用開発助成金(地域<br>雇用開発コース)   | ○除外労働者の規定を明確<br>化する変更等  | 令和3年4月1日以降に提出さ<br>れる計画書について適用            |
| 9  | 令和3年4月1日<br>変更  | トライアル雇用助成金(一<br>般トライアルコース)   | ○青少年の雇用の促進等に<br>関する法律(昭和45年法<br>律第98号)第15条の認<br>定を受けた事業主が35歳<br>未満の者を雇い入れた場合<br>の上乗せ助成措置を廃止す<br>る変更 | 令和3年4月1日以降に実施さ<br>れたトライアル雇用紹介につ<br>いて適用  |
| 10 | 令和3年4月1日<br>変更  | トライアル雇用助成金(障<br>害者トライアルコース・障<br>害者短時間トライアルコー<br>ス)                           | ○障害者がテレワークで勤<br>務する場合のトライアル雇<br>用期間を最大6か月まで延<br>長可能とする変更  | 令和3年4月1日以降に実施さ<br>れたトライアル雇用紹介につ<br>いて適用  |
| 11 | 令和3年3月16日<br>変更 | トライアル雇用助成金(新<br>型コロナウイルス感染症対<br>応トライアルコース・新型<br>コロナウイルス感染症対応<br>短時間トライアルコース) | ○対象労働者にシフトが減<br>少した者も含むこととする<br>変更  | 令和3年3月16日以降に実施さ<br>れたトライアル雇用紹介につ<br>いて適用 |
| 12 | 令和3年4月1日<br>変更  | 労働移動支援助成金(再就<br>職支援コース)  | ○様式第1号「求職活動支<br>援基本計画書」に労働局記<br>入欄を追加する変更   | 令和3年4月1日以降に適用                            |